

令和5年第2回五城目町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年6月12日（月）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議員研修報告

日程第 4 町長行政報告

令和5年五城目町議会6月定例会会議録

令和5年6月12日午前10時00分五城目町議会6月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

| | |
|-----------|-----------|
| 3番 松浦 真 | 4番 石川 交三 |
| 5番 椎名 志保 | 6番 荒川 滋 |
| 7番 佐々木 仁茂 | 8番 畑澤 洋子 |
| 9番 斎藤 晋 | 10番 石井 光雅 |
| 11番 伊藤 正春 | 12番 佐藤 重信 |
| 13番 荒川 正己 | 14番 舘岡 隆 |

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤 政彦

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 渡邊 彦兵衛 | 副 町 長 | 武田 和 栄 |
| 教 育 長 | 畑澤 政 信 | 総 務 課 長 | 東海林 博文 |
| まちづくり課長 | 石井 忠 大 | 税 務 課 長 | 笹川 由 美 |
| 会 計 管 理 者 | 猿 田 仁 | 議 会 事 務 局 長 | 猿 田 玲 子 |
| 農 林 振 興 課 長 | 大石 芳 勝 | 商 工 振 興 課 長 | 小 玉 洋 史 |
| 建 設 課 長 | 猿 田 弘 巳 | 学 校 教 育 課 長 | 工 藤 ひとみ |
| 生 涯 学 習 課 長 | 越 高 博 美 | 住 民 生 活 課 長 | 石 井 一 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 石 井 政 幸 | 消 防 長 | 佐々木 貴 仁 |
| 総務課課長補佐 | 小 玉 重 巖 | | |

1. 会議書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 猿 田 玲 子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

ただいまから令和5年6月12日招集の令和5年第2回五城目町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員を当席より指名いたします。14番館岡隆議員、3番松浦真議員の両名を指名いたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） おはようございます。

令和5年6月12日招集の令和5年第2回五城目町議会定例会の運営について協議のため、6月6日午前10時より議会運営委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は6名の全員であります。参与には議会正副議長、当局からは武田副町長、東海林総務課長、小玉総務課課長補佐、書記には猿田議会事務局長を指名し、会議に入りました。

付議事件は関係部分を含む26件であり、陳情は3件であります。

一般質問者数などを見極めながら協議の結果、会期日程については、本日6月12日から6月19日までの8日間といたしました。

本日12日は、この後、議員研修報告を行います。最初に松浦真議員が市町村議会議員研修5日間コースについて報告し、次に荒川滋議員が市町村議会議員研修2日間コースについて報告いたします。最後に伊藤正春議員が全国町村議会議長及び副議長研修会の報告を行います。次に渡邊町長より行政報告があります。6月13日は本会議で、一般質問を6名が行います。発言の順序は、午前中が工藤政彦議員、松浦真議員、午後からは椎名志保議員、荒川滋議員、畑澤洋子議員、斎藤晋議員の順序となります。6月14日は本会議で、議案上程、議案第28号から議案第36号、報告第1号から報告第4号まで説明、質疑、委員会付託、陳情の委員会付託をいたします。その後に各常任委員会の開催となりますが、今回、各常任委員会に入る前に、議案第30号は両委員会に関わる事案であり、合同で審査することが効果的とのことから、4階大会議室において連

合審査会を開催することといたしました。その後に各常任委員会となります。6月15日、6月16日は各常任委員会。6月17日、6月18日は休会であります。6月19日は本会議を再開し、各常任委員長報告、質疑、討論、議決を為し、委員会提出議案を処理し、その後に議案第37号から議案第49号の人事案件13件について議案を一括上程し、説明、質疑、議決を為し、最後に議員派遣を議決し、閉会となります。

会期日程については以上であります。全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情については、五城目町議会の運営に関する基準第9章の第110項により陳情書として処理しないことを全会一致で確認し、議長預かりといたしました。加えて、コロナ禍で中断していた五城目町議会議員研修を実施することとし、各委員長などで検討チームを立ち上げて、研修日程及び内容を定めることといたしました。

新型コロナウイルス感染症防止対策は、先月、感染症法上の位置付けが5類に移行したことから、これまで取り決めていた対策については、議場でのアクリルパネルの設置はそのままとし、マスク対応については各自の判断といたしました。それ以外の対応は、コロナ禍前と同様とすることといたしました。

なお、クールビス対応につきましては、例年どおりで、本会議場ではノーネクタイで上着着用、委員会はノーネクタイで、上着については体調に合わせて調節をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 2点ばかり伺いたいと思います。

1つ目は、合同審査につきまして、確か30号という話が出てましたが、今いろいろ説明あったようですけれども、どのようなことについての合同審査であったのか。

それと2つ目ですけれども、これについては、何か議長預かりにしたというふうな陳情についての話をされていましたが、どういう内容であったかお知らせ願いたいと思います。

○議長（石川交三君） 7番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 合同審査については、今回、総務産業常任委員会にいわゆる国保税の見直しという案件があります。この案件については、やはりいろんな角度から考えてみると、健康福祉課、こちらはどうしても、説明が必要ではないのかなということで、いわゆる総務産業常任委員会と教育民生常任委員会の連合審査、それを

開催すべきということでございます。

陳情につきましては、今回、靈感商法対策弁護士会の不当な声明に対する陳情ということで上がっています。A4版4枚にいろいろ書かれてあるわけですが、この一番最後に書かれていることが、いわゆる議会が本件決議を行った場合には、本件決議は憲法違反となることはもとより、本件決議の決議書が憲法順守義務に違反する恐れがあると、このような場合は国家賠償訴訟法を行う可能性があるというふうな、ある意味脅しの文言が書いてあります。靈感商法、大変国民も苦しみ、そして解散請求も取り沙汰されている、いわゆる宗教法人でございます。これらのこの陳情に対しては、やはり取り扱わないということで決定いたしました。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 質疑は終わったものと認めます。

本定例会の日程等については、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決します。

次に、議員研修報告を行います。

3番松浦真議員の登壇を許します。3番松浦真議員

○3番（松浦真君） では、議員研修報告をさせていただきます。

令和5年度市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治のための基本」を受講しましたので報告いたします。

研修日時は、令和5年5月8日から12日の5日間となります。

研修場所は、滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所J I AMとなります。

研修目的は、1期目の新人議員として全体に把握すべき地方自治制度の基本、財政、政策、議会改革を学ぶためです。

研修参加者は、松浦真1名になります。

研修内容は、初日は開講式を経てから、全国の市町村議員との交流会を行いました。その時がちょうど5月8日でしたので、その日からコロナが5類となりました。そこで、黙食やアクリル板も基本的にはなく、自由な意見交換を行いました。

2日目に、講義科目「地方自治制度の基本について」ということで、同志社大学政策学部大学院総合政策科学研究科の野田遊氏が講師となっております。

その中では、地方自治にはそもそも住民自治と団体自治があり、選挙以外でどのように市民の意見を反映していくのかが問われている。また、政策評価にはアカウンタビリティ、定量的に説明できる責任という意味ですが、これが必要であり、その業績測定には多くの場合、ロジックモデルが用いられるという話がありました。また、日本の地方と中央の関係性は、国とともに仕事を行い、権限が国に集中する集権・融合型であることが特徴であり、これらはフランス、ドイツ、イタリアが近いモデルとされています。逆に、分権・分離型であるアメリカやイギリスのモデルとは真逆になっているという説明もありました。また、広域連携においては、個々の自治体が個々のITベンダーと契約を行うと、定期的な保守やライセンスを毎年契約する必要があり、相手の言い値で契約を行わざるを得なくなり、値段が妥当でなくとも契約をやめることができなくなっていくというホールドアウト問題というものがあり、県を中心として連携共同研究会などをつくり、専門性をもった団体が一括して有効的な契約を行うことも必要であるという指摘もありました。

次に、講義科目2として、「改正個人情報保護法とマイナンバー法への地方公共団体における対応について」を個人情報保護委員会の松本秀一氏より話がありました。

ここでは、地方自治体における個人情報保護及びマイナンバーの概要について、また、個人情報保護委員会の視点から、情報漏洩や事故発生時の対応や監査の仕組みも含めて解説がありました。

3つ目、講義科目3として、「地方議会制度と地方議会改革の課題」として大正大学社会共生学部公共政策学科の江藤俊昭氏から話がありました。

ここでは、議会の花形は一般質問であると議員必携には記載されているが、もちろん大事であるが、一般質問だけでは議員の活動が個別になりがちである。だからこそ、議会全体でより深く討議を行う必要があり、大事なことは、委員会で専門性をもった参考人を招致したり、附帯決議や委員会質問を行うなど、委員会を有効活用すべきだという指摘がありました。また、議会改革として、犬山市ではフリースピーチ方式を採用し、議場にて議会が始まる前に公募で集めた市民に意見を言ってもらい、それらを踏まえて一般質問が行われているとの事例紹介もありました。

4、講義科目「地方議会と自治体財政」、講師は武庫川女子大学経営学部教授の金崎

健太郎氏でした。

ここでは、自治体の予算の仕組みとそれぞれの内容について説明がありました。特に歳入歳出などから将来負担比率まで幅広く説明があり、演習では、各自治体それぞれの予算策定のプロセスの違いを学びました。

5つ目、講義科目「地方議員と政策法務」、講師は新潟大学経済科学部教授宍戸邦久氏です。

こちらでは、議員による政策立案はどのような法的施策に基づいて行われてきたのか、実際の地方財政法などとの内容から整理を行いました。また、条例立案について、それぞれの自治体のケースに基づき、条例の内容が成果に関する数的なチェックが可能か、また、条例の継続性について確認できているか、それぞれの自治体ごとにチームを組み、ケーススタディを行い、最後に発表を行いました。

最後6、講義科目「これからの地方議員に期待されていること」として、講師で上智大学法学部教授三浦まり氏による話がありました。

ここでは、議員のセクハラ・パワハラなど様々なハラスメントが全国的に課題となっている中で、議員として町民の声を聴くことの重要性とともに、その対応についての具体事例を挙げられ、説明がありました。

これらの講義を通して、1期4年目に本研修を受けたことで、改めて議員として大切な役割を学ぶことができたと思います。今後もこれらの経験を生かして積極的に議会改革に貢献していきたいと考えます。

このような機会を与えてくださった当局及び五城目町議会に感謝いたします。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 続きまして、6番荒川滋議員の登壇を許します。6番荒川滋議員

○6番（荒川滋君） おはようございます。

滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所J I A Mで5月18日、19日に開催された議員研修、テーマは「住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～」についてご報告いたします。

参加者は、北海道から沖縄県まで67名、平均年齢は59.7歳ということで、様々な年代の参加者がございました。

全国的な議員のなり手不足、政治への関心低下、いわゆる政治離れが進む中、住民とのコミュニケーションを図っていくことは、我々議員にとりまして非常に重要なことと

考え、今回受講させていただきました。

2日間通して講師を務めてくださいました本間正人氏は、大学の客員教授、また、テレビなどのコメンテーターを務める一方で、著書も多数ある方で、様々な手法を用いて講習が進められました。

主な内容としては、隣の参加者同士がペアになり、一人が目を閉じて一人がガイド役で誘導し、屋外に出て行動をするブラインドウォークを通じて、相手の立場に立った分かりやすい指示、言葉が重要だということ。それから、議員が住民とコミュニケーションを図るといふと、議員側から話すことが多いと思われがちですが、相手の話をいかにしっかり聞くかが重要で、その聞き方では、あいづち、うなずき、繰り返しが大切である。相手の話を聞く中で、ついつい話の腰を折って話し始めてしまうことがありますが、それは話をしている側からすると非常に残念なことであり、信頼関係を築くには大きな障壁となる。

私は昨年4月から総務産業常任委員長を務めさせていただいておりますが、会議開会前には、私語、雑談は慎むよう、発言は挙手の上、委員長の許可を得てから行うよう毎回お願いしてきております。これは、今申した相手の話を聞くことにつながる当たり前のことのように、重要なことなので、間違っただけではなかったと確認できました。基本中の基本のようなことでも、改めて学ぶことによりその大切さが再確認できました。

また、住民とコミュニケーションをとる方法として、SNSでの情報発信は年々そのウエイトが増してきております。その場合の注意点や推奨事例を、実際に参加した方のホームページなどを例に伝えていただきました。SNSは、費用をかけずに情報発信をしてコミュニケーションを図ることができる、とても便利なツールですが、高齢者など全世代が見られるものではないので、紙ベースの活動報告書の作成と配布も行いたいと。活動報告書作成にあたっては、議会広報紙にも共通するもので、相手に最も伝えたいことは何か、文字数は多くならないように、文字の大きさにも強弱をつけて記載する。自身の顔写真を含めた使用する画像も、読み手に与える印象を意識したものを選択することなどを教わりました。ちなみに、今回受講の67名のうち、SNSを活用している議員は3分の2ほどでありました。

全国的に、議員はどのようなことをしているのかよく分からない、見えてこない。本当に必要なのか。必要だとしても今より減らしてもいいのではないかと。誰がなってもどうせ変わらないだろう。政治には関心がない。なり手不足。その結果、選挙にもならな

いといった悪循環に陥っていると思います。住民とのコミュニケーションと情報発信は、議員として議会として非常に重要なことであり、今回学んだことを生かして問題解決につなげていけたらいいと思います。

このたびこのような貴重な機会を与えてくださったことに感謝を申し上げまして、研修の報告といたします。

○議長（石川交三君） 続きまして、11番伊藤正春議員の登壇を許します。11番伊藤議員

○11番（伊藤正春君） 去る5月23日に開催されました、令和5年度町村議会議長・副議長研修会に参加しましたので、研修内容について報告いたします。

参加者は、全国から1,300名、会場は、東京国際フォーラムで行われました。

3名の講師による講演がありましたので、ご紹介します。

はじめは、「町村議会の課題と今後の展望について」であります。講師は、大正大学社会共生学部教授江藤俊昭氏。

2023年統一地方選挙では、投票率の低下と無投票当選者の増加が特徴になっております。町村議会選挙で30%が無投票当選、また、立候補者が定員を下回る定数割れが20町村に上り、まさに選挙という民主主義の空洞化が進んでいます。政治劣化の要因として議員のなり手不足があり、議会、議員の魅力が伝わらない、議員報酬の低さなどもあり、政治劣化の問題点として、選挙がないことは議会、議員の正当性に疑問符がつけられております。選挙をしないで当選することは民主主義の機能不全であり、住民自治の空洞化をもたらす深刻な問題になっております。こうした議会の現状と社会の変化を踏まえ、議会改革の機運が全国的に盛り上がっております。

次は、「町村こそデジタルを一住民のためのデジタル活用法」についてであります。NPO法人ブロードバンドスクール協会理事若宮正子氏からであります。

IT先進国の実情として、デンマークのデジタル化の現状について説明します。デンマークは、税金が高く、消費税が25%、所得税が68%ですが、医療費は無料、小学校から大学までの教育費が無料、失業保険も2年間、現役時代の90%を保障しています。老人ホームの費用は年金の範囲内で賄える。社会保障が充実していることで、世界の幸福度が2位になっております。ちなみに日本は62位であります。デジタル化の現状は、役所と国民の間の紙のやりとりを廃止して電子政府化したことにより、行政手続の時間は30%短縮しています。年間370億円の経費が削減されました。なぜ日本のデ

デジタル化が遅れたのか。上に立つ人が高齢でデジタル化に積極的ではない。国民に当事者意識が薄い。ITは選挙の票にならない。マイナンバーカードが普及しつつありますが、まだまだ問題が多い。高齢化のデジタル教育を積極的に推進していかないと、IT先進国には追いつかないと思います。

次は、「地方議会とハラスメント」については、朝日新聞社コンテンツ編成本部次長三島あずさ氏からであります。

朝日新聞は、2020年に、日本の男女格差が大きい中で多様な意見や視点をもつ誰もが活躍する社会を目指して、ジェンダー平等宣言をしました。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が制定され、女性議員は政治に参加しやすい環境づくりができつつあります。内閣府の調査によると、議員活動、有権者の支援者、議員等から女性議員の約6割がハラスメントを受けたと報告されております。女性を増やすなど多様性を確保し、ハラスメントが起きにくい組織になるためには、まず町村議会が積極的に進めなければならない。町村議会は規模が小さいため、意思決定が早くできるのが強みです。町村議会の変化は、県や国にも波及します。

今回の貴重な研修を今後の議員活動に生かしたいと思います。以上で研修報告といたします。

○議長（石川交三君） 議員研修報告は終わりました。

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） おはようございます。

本定例会は、令和5年度一般会計補正予算案をはじめ、26件の案件についてご審議をお願いする次第であります。提出議案の説明に先立ち、本年3月以降に生じた主な事項についてご報告申し上げます。

はじめに、町功労者の逝去について申し上げます。

5月26日、町の伝統産業である建具製作において、卓越した技術によりご活躍された佐藤信様が永眠されました。永年にわたり伝統工芸の振興に尽くされたご努力とご労苦に謝意を表し、あらためてご冥福をお祈り申し上げます。

次に、叙勲の受章について申し上げます。

このほど、元町議会議員の佐々木鐵美様が地方自治功労で旭日単光章を受章されております。佐々木様の受章を心からお祝い申し上げますとともに、多年にわたる功績を称え、敬意と感謝を申し上げます。

次に、エネルギー・食料品等の物価高騰対策について申し上げます。

国の経済対策である地方創生臨時交付金を活用し、低所得世帯へ1世帯当たり3万円を支給する「価格高騰重点支援特別給付金事業」と、町民1人当たり1万円分の商品券を支給する「オール五城目生活応援商品券事業」を実施するための予算を本定例会に計上しております。

次に、総務課関係について申し上げます。

はじめに、令和5年度職員定期人事異動について申し上げます。

今年度の職員定期人事異動は、定年等による退職者が13名、新規採用者が5名、再任用職員が20名で、定数内職員数は、昨年4月に比べ3名減の135名となっております。効率的な体制づくりや中長期的な職員の育成に取り組み、職員一丸となって町民サービスの向上に努めてまいります。

次に、湖東厚生病院の運営について申し上げます。

令和4年度の湖東厚生病院の総事業費は20億2,506万5,972円となっております。これに対し、事業収益が18億9,395万7,458円、事業外収益が447万1,689円、運営費補助金以外の特別利益が1,097万7,000円となり、湖東4町村が3,855万3,275円、秋田県が7,710万6,000円を補助し、湖東厚生病院の負担額は、550円となっております。

なお、当町の運営費補助金の交付額は1,640万8,236円であり、全額が特別交付税措置とされております。

次に、まちづくり課関係について申し上げます。

はじめに、地域活性化支援センターについて申し上げます。

新たな事業の創出支援や地域産業、コミュニティ活動の育成・振興を通じ地域の活性化を図ることを目的に開設した同センターは、起業し、ならし操業を経て、町内で開業していただくことなどを想定し、設置条例を定め、運営してきております。

開設10周年を迎え、同センターの使用許可期間を満了する入居者もいる中、町内には、昨今のコロナ禍をはじめとした社会情勢の急激な変化により撤退を余儀なくされる事業者もあり、地域産業を取り巻く環境が一段と厳しい状況となっております。

このような状況下において、良好な地域経済活動の維持に向け、引き続きサポートをしていく必要があることから、入居期限を削除する同センター設置条例の一部改正案を本定例会に上程しております。

次に、集落支援員について申し上げます。

昨年に引き続き、伊藤信子さんと八嶋美恵子さんの2名に集落支援員を委嘱し、地域住民との話し合いや活動の支援をはじめ、地区の枠を越えたコミュニティ活動としてイベントなどを行っていただいております。

次に、コミュニティ助成事業について申し上げます。

一般社団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業に、このたび広ヶ野町内会と蓬内台町内会の2団体が採択され、関係予算を本定例会に計上しております。

次に、税務課関係について申し上げます。

はじめに、国民健康保険税の税率改正について申し上げます。

令和4年度国民健康保険税の基金減少により税率を引き上げましたが、令和5年度はさらに基金が減少していることから、持続可能で安定的な国保事業を運営するため、改正案を本定例会に上程しております。

次に、令和4年度の町税等の収納概要について申し上げます。

令和4年度の調定額は、一般税、国保税の総額で9億9,758万円、収入総額は8億9,822万円で、収納率は90.04%となっており、前年度より0.32ポイント上回っております。

また、一般税の収納状況は、現年分で前年度より0.41ポイント増の98.24%で、滞納繰越分につきましては、4.85ポイント下回っております。

国保税の収納状況は、現年分が前年度より0.88ポイント増の95.92%で、滞納繰越分につきましては、3.64ポイント下回っております。

今後も適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図り、町税収入の確保に努めてまいります。

次に、住民生活課関係について申し上げます。

はじめに、総合防災訓練について申し上げます。

5月28日に、災害対策基本法並びに町の地域防災計画に基づく町総合防災訓練を実施しております。当日は、防災関係機関等の参加を得ながら、多数の町民の皆様からご参加をいただき、避難活動、避難所開設、炊き出し、災害ボランティアセンター運営等の訓練を行っております。また、自主防災組織育成リーダーの協力のもと、防災マップを活用した防災講話も実施しております。今後も、防災訓練などを通じ、災害に強いま

ちづくりを目指してまいります。

次に、防災備蓄倉庫建設事業について申し上げます。

防災備蓄倉庫の建設工事に伴うボーリング調査を実施しております。調査は、深度20mまでを予定しておりましたが、支持層が検出されなかったことから、追加調査を実施し、深度27mで支持層を確認しております。追加調査の結果により、委託料及び工事費に不足額が生じることから、関係予算を本定例会に計上しております。

次に、一般廃棄物埋立処分場について申し上げます。

昨年度、実施計画を見直した処分場の改修につきましては、6月9日に契約を締結しており、今後は、機械設備と電気計装設備の改修工事を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、マイナンバーカードについて申し上げます。

令和5年3月末時点での当町におけるマイナンバーカードの申請率は75.4%で、交付率は66.8%となり、令和4年3月末から比べ申請率は42.8ポイント、交付率は37.4ポイント増加しました。

引き続き、休日のマイナンバーカード臨時窓口の開設などによる申請サポートや広報活動を継続し、マイナンバーカードの普及促進を図ってまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

はじめに、火災の発生について申し上げます。

3月6日正午頃、高崎地内の事業所で焼却灰の不始末により建物火災が発生し、焼却炉建屋の一部約6平方メートルを焼損しております。また、3月30日16時30分頃、北村地内で枯草などの焼却中に強風にあおられたことにより林野火災が発生し、山林の雑木など約11aを焼損しております。さらに、6月7日16時頃、大川ウツフケ地内の事業所で倉庫2棟を焼損する建物火災が発生し、出火原因などについては、現在調査を行っているところであります。

なお、いずれの火災においても、けが人などは発生しておりません。

次に、消防団について申し上げます。

令和2年4月から消防団長を務められた小玉多智美様が3月31日付けで勇退されたことに伴い、4月1日付けで千葉與右エ門副団長が新たに消防団長に就任しております。小玉様におかれましては、これまで45年と永きにわたり消防団活動にご尽力いただき、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

はじめに、子育て世帯生活支援特別給付金の支給について申し上げます。

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、児童1人当たり一律5万円を給付するものであります。

対象児童につきましては、昨年度の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者と、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童、障がいのある方の場合には20歳未満で令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯、または直近で収入が減収した世帯となります。7月上旬の支給に向け、関係予算を本定例会に計上しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

12歳以上で2回目の接種を完了した方を対象としたオミクロン株対応のワクチン接種は、5月18日現在で対象者7,181人のうち5,631人が接種し、接種率は78.4%となっております。

個別接種につきましては、7月1日から千葉内科医院で開始する準備を進めており、集団接種につきましては、7月8日からの開始を目指して準備を進めております。

対象者は、初回接種を終了し、最終接種から3か月以上経過した65歳以上の方と、12歳以上65歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者となります。65歳以上の方につきましては、5月19日に接種券の発送を終えており、12歳から65歳未満で対象となる方につきましては、接種券発行に申請が必要となる旨の通知を送付しております。

次に、健康診査について申し上げます。

今年度の早朝健診は、8月に17日間、10月に18日間、婦人病健診につきましては、9月に10日間、地区ごとに実施する予定としております。また、特定健診と後期高齢者健診を6月、婦人病健診を8月より個別に医療機関で実施する予定としております。

次に、農林振興課関係について申し上げます。

はじめに、水稲関係について申し上げます。

4月27日、28日に、秋田地域振興局農業振興普及課、農業共済組合、JAあきた湖東の専門職員の指導のもと、各地区の育苗巡回相談を実施した結果、高温障害の発生や際立った病害の傾向は見られず、生育は概ね順調に推移しております。

次に、昨年8月の豪雨災害に係る復旧工事について申し上げます。

農業災害につきましては、農業用施設 9 か所の工事を昨年 12 月より進め、5 月に完成しております。農地 19 か所、農業用施設 14 か所、農村公園 1 か所につきましては、4 月 19 日に工事入札を終え、復旧に向けて進めております。

林道施設災害につきましては、富津内稜線ほか 3 路線の 7 か所において工事を進め、うち 3 か所が完成しております。10 か所につきましては、繰越事業などとして 4 月 26 日に工事入札を終え、復旧に向け努めております。

次に、森山の用地調査について申し上げます。

最終処分場から第二高地へ通じる、公図に記載されている法定外公共物の用地測量業務委託について、5 月 24 日に入札を終え、位置確認、境界復元などを進めております。今後は、調査結果を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、農業委員会関係について申し上げます。

本町の農業委員の任期が令和 5 年 7 月 19 日で満了となることから、4 月 3 日から 5 月 8 日までの期間、農業委員の募集を行っております。定数 13 名に対し 13 名の応募があり、農業委員候補者の同意を求める議案を本定例会に上程しております。

次に、商工振興課関係について申し上げます。

はじめに、商工振興関係について申し上げます。

国が新たにスタートアップ創出促進保証制度を開設したことに伴い、町の中小企業振興融資斡旋制度、いわゆるマル五資金融資制度に新たな創業支援枠を設ける予算を本定例会に計上しております。

本制度は、これまで創業する際に必要とされていた保証人を不要とするものであり、併せて、保証料についても町が負担することから、新たな起業の後押しとして活用されることに期待しているところであります。

次に、観光振興事業について申し上げます。

主な観光イベント関係につきましては、町観光物産協会の主催による「さくらウォーク」が 4 月 15 日に実施されております。当日は、町内外から総勢 45 名の方々が参加され、雀館運動公園から環境と文化のむらを散策、満開の桜と里山の自然を満喫し、地域の魅力を再発見していただいております。

また、湖東 3 町商工会が主催する「市神祭」につきましては、6 月 25 日に開催することとなっております。

さらに、今年の豪雨により急遽中止とされた「きゃどっこまつり」につきましては、

例年どおり8月15日に開催することとして、現在、事業計画を模索しているとのことであり、昨年は規模を縮小し、五城館で開催された「秋田追分全国大会」につきましては、会場を広域体育館に戻し、10月1日に開催することが決定されております。

新型コロナウイルス感染症が感染法上の第5類へ移行しておりますが、感染対策に配慮してまいります。

次に、朝市振興について申し上げます。

5月7日に開催された「春の朝市山菜まつり」につきましては、72件の出店とともに、約4,500人の来場者にあふれ、4年ぶりに朝市通りに活気が戻りました。当日は、朝市振興委員会や関係団体の皆様によるだまこ鍋や、だまこそば、山菜汁の提供など、来場者から多くの喜びの声を頂いたところであります。

出店者の減少が懸念される朝市の振興につきましては、季節ごとのイベントや朝市 plus、出店緩和など、朝市振興委員会や朝市わくわく盛り上げ隊、関係団体の皆様と引き続き連携・協力を賜りながら実施してまいります。

次に、観光施設関係について申し上げます。

本年度末は、五城館、赤倉山荘、悠紀の国五城目について、指定管理期間が満了します。このうち、中心市街地に立地する五城館については、さきの議会議員全員協議会において協議いただきましたとおり、公募は行わず、町が出資する「まちづくり会社」の意義と、交流施設を介した地域の繁栄は一心同体であるべきとの判断から、町の第三セクターである「株式会社あったか五城目」を指定管理者候補者として選定することとして、当該法人と協議を進めさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。また、赤倉山荘、悠紀の国五城目の2施設については、7月から8月の2か月間を公募期間として指定管理者を募ることとしておりますので、ご報告申し上げます。

次に、建設課関係について申し上げます。

はじめに、五城目外環状線の片側交互通行規制の状況について申し上げます。

4月3日から7日にかけて実施した道路パトロールの際、同路線の馬場目字帝釈寺下川原地内において路肩崩落が確認され、崩落箇所が路肩部分であることや利用者が多いことから、道路中心部を走行させるための片側交互通行規制措置を、4月26日から復旧を終えるまで実施しております。皆様にはご不便をおかけしますが、引き続き早期復旧に努めてまいります。

次に、街路樹管理計画について申し上げます。

令和4年度に街路樹を点検した結果、健全度が極端に低い樹木が1,850本のうち402本ありました。今後は、点検結果を踏まえつつ、住民アンケート調査を実施しながら、街路樹の管理方法などについて検討してまいります。

なお、職員の目視確認により緊急の作業が必要と判断した樹木につきましては、現在契約を締結している街路樹管理保全業務委託により対処しております。

次に、公共土木施設災害復旧事業について申し上げます。

昨年度発生した災害復旧工事は、大半が繰越事業となったことから、早期の完成を目指しております。農家の方々の耕作を優先し水田の作付けが行われている箇所につきましては、施工ができないため工事を休工し、相当の期間について工期を延長する予定としております。

次に、学校教育課関係について申し上げます。

はじめに、五城目町教育留学推進事業について申し上げます。

県教育委員会より5年間の委託を受け、今年で4年目となる本事業は、今月より町ホームページやSNSを活用し、留学生の募集を開始しております。豊かな自然と教育環境の良さを発信し、五城目町の魅力を広め、関係人口や交流人口の拡大と移住・定住につなげてまいります。

次に、県教育委員会からの委託を受け実施する「いのちの教育あったかエリア事業」について申し上げます。

「生命の尊さ・思いやり」を小・中学校の道徳教育の中核に据え、家庭・地域との連携による地域社会全体で道徳教育に取り組む本事業であります。命の授業や芸術鑑賞、救急救命講習などを実施するための関係予算を本定例会に計上しております。

次に、千代田区との児童双方向交流事業について申し上げます。

本事業は、コロナ禍により3年間中止を余儀なくされておりましたが、今年度は10月7日から9日までの3日間、五城目町を会場に、来年1月には千代田区を会場に実施することとしております。参加する児童の皆様にとって思い出深い体験となるよう、事業を進めてまいります。

次に、五城目小学校の学校菜園について申し上げます。

「五小っ子すくすくファーム」と名称が決定した学校菜園では、地域の方々から協力を得て児童が農作業を体験しております。今後も野菜を育てる楽しみや収穫の喜びを通して、食育活動に取り組んでまいります。

次に、生涯学習課関係について申し上げます。

はじめに、みんなの学校事業について申し上げます。

ゼロ歳から100歳以上でも通える学びの場を目指す取り組みとして、昨年24講座を開催した「みんなの学校」は、700名以上の方にご参加いただくとともに、マスコミにも取り上げられ、町内外から注目される事業となり、関心の高さを実感しているところであります。今年度は35講座程度の実施を目標に、「ひとづくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、eスポーツについて申し上げます。

昨年度は、地区公民館や、わらしべ塾などと連携し、eスポーツ体験会などを12回開催しております。今年度は、各地区公民館、みんなの学校事業、小学校と連携し、体験会などを15回開催し、eスポーツの普及と多世代交流の実現に努めてまいります。

次に、地域図書室「わーくる」について申し上げます。

皆様のご協力のもと3年目を迎え、図書館司書の資格を有する会計年度任用職員2名を配置し、業務にあたっております。今年度は、年間利用者数6,500人を目標に、関係団体と連携をしながら、図書の充実と利用拡大に努めてまいります。

次に、番楽競演会について申し上げます。

5月20日、4年ぶりに開催した番楽競演会は、少ない演目での開催となりましたが、小・中学生に加え、新たに五城目高校男子生徒1名が参加し、盛会裏に終わることができました。指導者の高齢化や後継者の減少などの課題を抱えておりますが、こども番楽教室などを実施し、伝統の継承に努めてまいります。

次に、公民館事業について申し上げます。

コロナ禍により中止していた体育祭であります。今年度は地区体育祭を開催することとしております。コロナ禍以降、初めての開催となることから、地域住民の皆様の盛り上がりや地域コミュニティの更なる活性化を期待しているところです。

次に、5月31日に出納閉鎖した令和4年度一般会計の決算概要をご報告申し上げます。

歳入総額66億3,543万円、歳出総額64億493万円、差引残額2億3,050万円ですが、繰越明許費などに充てる一般財源6,908万円を差し引きますと、実質収支額は1億6,142万円の見込みであります。

次に、主な特別会計の令和4年度決算概要では、国民健康保険特別会計の決算剰余金

が2,536万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）の決算剰余金が2億1,879万円の見込みであります。

以上、本年3月以降に生じた主なる事項についてご報告申し上げましたが、提出議案につきましては議案上程の際にご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、各課室に係るその他の事項につきましては、「課室別報告事項」に取りまとめ、別紙のとおり報告申し上げ、行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石川交三君） 町長の行政報告は終わりました。

以上で本日の会議は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

なお、行政報告に対し一般質問をされる方は、本日の午後2時まで通告されるようにご連絡いたします。

ご苦労様でした。

午前10時57分 散会

